

アメリカの家族と保育

——「家族政策」の実現を求めて——

杉 本 貴代栄

I はじめに

1950年代後半から60年代にかけてアメリカでヒットしたテレビドラマ「パパは何でも知っている (Father Knows Best)」は、郊外住宅に住む家族——3人の子どものいる初婚同士のカップルで、夫が働き、妻が専業主婦——のまわりに起こる出来事を描いたホームドラマである。いわば当時のアメリカの典型的な家族とその生活を描いたドラマであり、大いに人気を博したものであった。しかし数十年後の今日のアメリカにおいては、もはやこのような家族は希少価値といってもいいほどの、数少ない家族となったのである。

ここ数十年の間にアメリカの家族のうえに起きた変化は、かつて経験したことがないほどの大きな、そして急激なものである。その変化とは、家族の構造だけでなく、その機能の変化をも含んだ、ダイナミックな変化である。結婚・離婚をめぐる変化は、複合家族 (blended family) ともいえる新たな拡大家族を作り出し、一方、単親家族——とくに女性世帯主家族を大量に生み出した。また働く女性の増大、とくに幼児をもつ女性の労働市場への大量の進出は、家族の機能を大きく変化させつつある。家族を支える新たな「家族政策」が必要とされているのである。

「家族政策」の必要性をめぐる議論は、政治家や政策研究者の間で1970年代初めから始まっていたが、1980年代に入ってから「家族論争」とも呼ばれる議論が多くの人々を引き込んで巻き起こった。それは「家族の危機」とその行方をめ

ぐって、結論の出ないまま現在も熱心に続けられている。現在さまざまな立場から展開されている「家族論争」を、その意図するところにより大別すると、その論者たちは「プロ・ファミリー」(親家族派)と、「アンチ・ファミリー」(反家族派)とに分けられる。「プロ・ファミリー」とは、「伝統的家族主義」の立場に立ち、現実の家族の変化を受け入れるよりも家族を従来の形に引き戻そうとする人々であり、「宗教右派」といわれるキリスト教右翼宗教の政治団体がその代表的な人々である。具体的な主張としては、家族計画や学校での性教育への反対、人工妊娠中絶反対、母親の就業・保育施設への反対、また公立学校での礼拝義務復活等に代表される。彼らはレーガン政権の親プロ・ファミリー路線の下で着実にその勢力と発言力を強め、現在に至っている。一方、「アンチ・ファミリー」とは、家族の変化を現実の問題として受け止め、家族と個人のライフスタイルの多様性を尊重する立場に立つ。女性の平等化の推進を主張し、それに伴う保育所等の社会的施設・施策の拡充を要求する。また、人工妊娠中絶、ERA (男女平等憲法修正案) を支持する。このように相反する「家族像」を描いている「プロ・ファミリー」と「アンチ・ファミリー」なのであるが、「家族の危機」に対応すべき何らかの「家族政策」が必要だという点においては一致している。「プロ・ファミリー」は、家族を以前の状態に戻す政策をそれに期待し、「アンチ・ファミリー」は、その主張するところの平等化を推し進める政策を期待しているのである。

ここでは、両者の主張する「家族政策」の焦点

であり、かつ現在最も対応が急がれている家族の抱える困難——保育問題を中心に、アメリカの「家族政策」の実現について展望してみたい。

II 家族の変化

ここ数十年に起こったアメリカの家族の変化は、改めて家族そのものについて考えざるをえないほどの大きな変化である。アメリカ統計局による家族の定義は、「血縁、結婚、または養子縁組により結ばれた2人またはそれ以上の同居する人々」とされているが、現在の家族をめぐる変化は、家族の定義をより広く規定することを要求している。事実、「全米ソーシャル・ワーカー協会 (National Association of Social Workers: NASW)」は、1990年に「家族の絆 (Family Ties)」と名づけた家族問題に焦点を合わせたキャンペーンを2年間展開することを明らかにしたが、そのなかで家族の概念を、「自分たちで家族と判断し、家族としての義務を引き受けている2人以上の個人」と広く定義している¹⁾。またニューヨーク州最高裁判所は最近の判断として、家族の基準を、①関係の独占性・持続性、②一定の感情的・財政的貢献、③社会的にではなく、日常生活を運営していること、④日常生活において、相手との信頼関係にあること、の4点を挙げている²⁾。

家族をめぐる変化のひとつは、結婚・離婚の変化によって引き起こされた、家族構成の変化である。アメリカの離婚率は1962年より毎年増加を始め、1982年に20年ぶりに多少減少し（離婚率5.1。前年は5.3）、その後80年代に入ってからほぼ水平に移行している。しかしこの数字は、離婚率が20年間に3倍になったことを意味している。今日では、すべての初婚の半数が離婚する。そしてこれらの離婚者のうち75%が再婚する。さらにその再婚のうちの60%は再び離婚するのである³⁾。

このような結婚・離婚をめぐる大きな変化は、再婚・再々婚による複合家族や離婚による単親家族を増加させた。また、結婚観の変化により、未婚の母、同棲家族、同性愛家族が出現するなど、従来の家族の概念そのものが大きく揺らいでいる

のである。

このような家族の構造の変化により出現した最も特徴的な家族とは、単親家族——そのほとんどは女性世帯主家族——である。結婚・離婚の変化により、アメリカ以外の国においても女性世帯主家族が増加するという共通の傾向があるが、アメリカの場合は他国と比較してもその出現率が高く、深刻な問題となっている。子どものいるすべての家族のうち、単親家族は25.7%（うち女性世帯主家族が22.9%）を占めている。また、女性世帯主家族の出現は、人種的背景によって増幅され、黒人家族は白人家族の4倍も高い（55.8%対17.0%）。1983年には、すべての子どもの20.5%（ホワイト15.0%、ブラック51.0%）が片親と暮らしていた。その高い出現の理由としては、離婚もさることながら、未婚の母の出現が大きいことが明らかにされている⁴⁾。そして女性世帯主家族の急増が深刻な問題となるのは、これらの家族が貧困に陥ることが容易で、アメリカの貧困層の大部分を女性世帯主家族の母と子が占めるという「貧困の女性化」現象が起きているからである。すべての女性世帯主家族の3人に1人は、要扶養児童家族扶助 (Aid to Families with Dependent Children: AFDC) の受給者であり、およそ2人に1人は、AFDCを含むなんらかの社会福祉サービスの受給者である。1959年には、貧困家族のうちの23%が女性世帯主家族であったが、30年後の1989年には、52%にはね上がったのである。1989年の統計では、男性世帯主の単親家族の子どもの22%が、両親家族の子どもの10%が貧困であることと比べて、女性世帯主家族の子どもの51%が貧困なのである⁵⁾。

家族をめぐる変化のもうひとつは、家族の機能に関する変化であり、女性の労働市場への進出によりもたらされたものである。戦後の産業構造の変化と経済の発展を背景にして、女性の労働力参加率は次第に上昇し、1950、60年代はゆっくりと、1970年代には急速に増加した。そして1986年には55%を超し、アメリカの女性は労働力の主要な担い手となったのである。このような働く女性の増加は、数の増加だけではなく、その構成員にも変

表 1 女子労働参加率の推移（既婚・有子別）

年	有 子			既 婚
	18歳未満	歳	6歳未満	
1950	21.6%	32.8%	13.6%	23.8%
1955	27.0	38.4	18.2	27.7
1965	35.0	45.7	25.3	30.5
1975	47.4	54.8	38.6	44.4
1980	56.6	64.4	46.6	50.1

出典 Mary Frank Fox, "Women in the Labor Force: Position, Plight, Prospects," *The Trapped Woman*, 1986, SAGE Publications.

化をもたらした。既婚女性と幼児をもつ働く母親の急増である。表1に見るように、1965年には、既婚女性の30%が働いていたが、1980年には50%が働いている。1965年には、就学前の子どもをもつ母親の4分の1が働いていたが、1975年には38.6%、1980年には46.6%となり、1985年には54%に達したのである⁶⁾。子どもが幼児のうちは家庭で母親がもっぱら育児にあたるという、わずか20年前までのアメリカの母親像を、もはや多くの母たちは受け入れてはいない。

現在アメリカでは、6歳以下の子どもをもつ母親の56.7%が、1歳未満の子どもをもつ母親の52%が働いている。このことは、6歳以下の子どもの53.1%が（1977年には37.6%）、1歳未満の子どもの50%が（1977年には31%）、働く母をもっていることになる。ちなみに1987年が、1歳以下の子どものもつ母の労働力参加率が50%を超えた年である。この傾向はこの後さらに続き、1995年には学齡児の5分の4が、就学前児の3分の2が、働く母親の子どもになると推計されている⁷⁾。働くことは女性にとって、特定のある時期に限ったことではなくて、一生を通じてかかわる問題となったのである。

以上のような変化が家族の機能に及ぼす影響は大きく、アメリカ社会は、新たに大量に出現した家族に対応する、新たな社会システムを要求されているのである。その最大の課題であり、かつ緊急な問題とされているのが、働く親の子ども、女性世帯主家族の子どもの保育問題なのである。

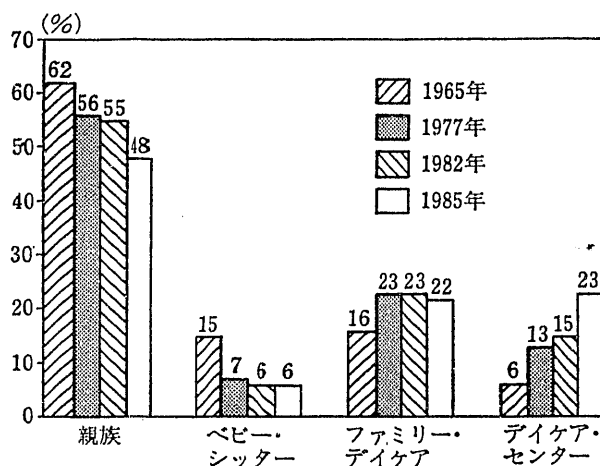
III 保育政策と子どもの状況

1. 子どもはどこで保育されているか

意外なことに思われるが、アメリカには連邦政策としての統一した保育政策は存在しない。保育は家庭で母親によって行われるべきであるという「伝統的保育観」にもとづいて、アメリカの保育政策は低所得家庭の子どものみを対象に発達したからである。それも保育にかかわるいたって部分的なプログラムが、保育の目的別に散在するパッチワークのような制度である。第2次大戦期の保育所の設置を例外として、それは歴史的にも現在でも、低所得家庭の子どもの教育・ソーシャルサービスに関するもの、社会福祉受給の母親の職業訓練・雇用促進に関するものに集中している。その対象以外の働く親たちは、子どもを保育してくれる場所と人を、自力で見つけ出さなければならない。

そして一方に、これは1954年にスタートした比較的新しい制度だが、中流以上の所得のある家庭に有効であるところの、実際にかかった保育費用を20~30%（収入により異なる）控除する、税控除制度がある。つまりアメリカの保育政策とは、低所得家庭対策としての保育制度であるところの、①ソーシャルサービスに関するもの、②子どもの教育・発達に関するもの、③職業訓練・雇用促進に関するもの、そして中流以上の家庭を対象とした、④保育費用控除税制という4つの分類があるのである。このような状況に置かれているアメリカの働く親と子どもにとって、保育問題が大きな障害であることは明らかである。

それではいったい、アメリカの働く親の子どもたちは、どこで保育を受けているのだろうか。家族・親族による保育を別とすると、選択できる保育としては「ファミリー・デイケア（個人の家庭で数人の子どもを保育する）」「デイケア・センター（日本の保育所にあたる集団保育施設。低所得家庭対象の公立のものを除くと、高額な保育施設である）」「個人のベビー・シッター」が存在する。



出典 Deborah A. Phillips, "Future Directions and Need for Child Care in the United States," *Caring for children*, 1989, Lawrence Erlbaum Associates, Publishers.

図1 子どもの保育状況の推移

働く母をもつ就学前の子どもがどのように保育されているのか、年代の推移とともにどう変化したのかを見たものが図1である。1985年には、48%の子どもが「親族」によって（自宅、あるいは親族の家で）保育されている。23%が「デイケア・センター」で、22%が「ファミリー・デイケア」で保育されている。6%が「ベビー・シッター」に保育されている。1965年から1985年の20年の間に、「親族」による保育と「ベビー・シッター」による保育が減少し、代わって「ファミリー・デイケア」と「デイケア・センター」が増加した。「ファミリー・デイケア」の増加はゆるやかだが、「デイケア・センター」は、大幅に増加した。

Children's Defense Fund の資料も同様の結果を示している。46%の子どもが、自宅または親の家で「親族」に、6%が自宅で「ベビー・シッター」により保育されている。22%が「ファミリー・デイケア」で、25%が「デイケア・センター、プリスクール」で保育されている⁸⁾。

これらの資料から、集団保育施設であるところの「デイケア・センター」と、個人の家での小人数保育施設である「ファミリー・デイケア」での保育が増加していることがわかる。これは、働く母の増加に伴って私立の「デイケア・センター」が増えたことが指摘できるが、この増加した私立の「デイケア・センター」には、“チャイルドケ

ア・インダストリー”と呼ばれる「企業化した保育チェーン」も含まれているのである。もうひとつの増加施設である「ファミリー・デイケア」は、あらわれた数字よりも実際にはもっと依存度が高いと考えられる。統計では「デイケア・センター」とひとくくりになっていた「プリスクール（保育目的の施設ではなく、教育目的の施設であり、ほとんどは隔週半日のプログラムである）」は、その性格上二重保育を必要とし、その多くが「ファミリー・デイケア」に依存しているからである。つまり依然として、「親族」による保育、そしてたぶん実際はもっと依存しているであろうことが推測される「ファミリー・デイケア」が、子どもをもつ親たちが働き続けるための、保育の二大供給源なのである⁹⁾。

2. 保育要求の方向

このように保育が困難な状況において、かつ保育政策の目的と対象が限定されているなかでは、働く親たちの保育要求は、アメリカ独特な方向へと向けられる。ひとつは、企業の保育責任への加担の要求である。もうひとつは、「保育費用控除税制」をさらに充実させる方法によるところの、公的保育責任の要求である。

(1) 企業内保育

最近のアメリカの保育要求は、ことに労働組合の保育要求は、企業の保育援助に集中している。これは企業内保育所だけではなく、多様な方法での企業の保育責任への参加の要求である。直接的な保育サービスとしては、企業内保育所（職場内・外、あるいは数社共同での設置を含めて）、保育室、病児保育、保育の情報サービス、親への講習、夏休みの保育プログラム、保育費用補助等がある。さらに間接的保育としては、出産・保育休暇、育児時間、病児のための早退、フレキシブル・スケジュール、ジョブ・シェアリング、パートタイム雇用、配属転換等がある。

現在、実際にどれくらいの企業がこの種の保育サービスを行っているかという点、実数を把握するのは難しい。いくつかの資料によると¹⁰⁾、3,000ヵ所以上と推定される。1978年には、105ヵ所、

1982年には415ヵ所という報告もあり、近年での急速な増加が明らかである。また保育援助を行う業種も、1978年時にはその71%が病院であったが、一般企業の間でも広く行われるようになった。しかし急増しているとはいえ、まだその実態は主要な保育施設にはなっておらず、さらに拡大することが強く要求されている。

(2) 保育費用控除税制

もうひとつの「保育費用控除税制」にも高い関心が寄せられている。1954年にスタートしたこの税制は、「タックス・クレジット」というもので、「ディダクション」が、総収入から控除し、その額を基に税額を算出するものとは異なり、「クレジット」は支払うべき税額から直接控除（減額）するものである。1982年に改正され、年収2万8,000ドル以下の家庭では子ども1人につき最高720ドルまで、2人以上は1,400ドルまで控除される。年収2万8,000ドルを超えると、最高それぞれ480ドル、960ドルが控除される。実額としては、実際にかかった保育料の20%から30%を、収入により（1万ドル以下は30%、1万ドル以上は収入が2,000ドル上がるごとに1%下がり、2万8,000ドル以上は一律20%）控除する。例として、2人合わせて2万5,000ドルの収入がある家庭が、年間保育料2,000ドル支払った場合、この家族の控除率は22%なので、支払うべき税額から440ドル減額される。

もう1種類の「保育費用控除」は、雇用主によって行われる。「カフェテリア・プラン」といわれるもので、被雇用者自身が受けられる利益をメニュー（特別の健康保険、休暇の追加延長、保育費用補助等）のなかから選択するものである。「保育費用補助」を選択すると、雇用主が年額5,000ドルまで、給与を「特別会計」に分け、そのなかから保育費を返還する。そうすることにより、本人が支払うべき連邦税、州税、社会保障費が安くなることになる。ただこの「カフェテリア・プラン」を採用している企業は、大企業のうちでも21%のみで、そのうちでも利用者は4%にすぎない¹²⁾。

1988年に「家族援助法」が成立し（1989年1月

1日より実施）、事情は少し変わってきた。変更点は、従来15歳まで適用されていた子どもの年齢が13歳以下に引き下げられたこと、従来は上記2種類の保育費用控除を利用できたが、1種類しか使えなくなったことである。どちらの控除税制を選択するのが有効かということになると、年収2万～2万4,000ドルの家族は、「タックス・クレジット」の方が多少有利で、4万ドル以上の家族になると「カフェテリア・プラン」の方が有利のようである。どちらにしてもこの控除額では実際にかかる保育費用（平均子ども1人年額3,000ドルといわれている）の一部（30～20%）しかカバーできないこと、また保育料の控除では、現在の保育施設不足を解消することはできないなど問題は残される。しかし、保育施設を選択する親の自由裁量があるという点で、アメリカ人の好みにあった制度として、今後の拡大が要求されている。

IV 保育政策論争の登場

いままで見てきたように、保育問題が深刻化し、かつ保育政策の不在が問われているアメリカにおいて、いままでにも新たな包括的な保育政策が検討されなかったわけではない。1970年代の初めから、「家族政策」の議論と並行して、その具体的な政策の提案として、保育政策をめぐる論争が始められた。

1970年に「児童および青少年に関するホワイトハウス会議」がもたれ、そのなかで「保育法案」（Child Care Bill）の提出が検討され、それを契機として「家族政策」への関心が高まった¹³⁾。その会議の影響を受け、1973年に上院において「児童および青少年小委員会」が設置され、議長であるウォルター・モンデール上院議員のイニシアティブで、家族をめぐる公聴会が大規模に開催された。公聴会で「ファミリー・インパクト・ステイトメント」（家族に及ぼす影響）が討議され、さらにその考えを検討するための「ファミリー・インパクト・セミナー」がもたれる等、家族に関する関心はしだいに高まっていった。また、アメリカの家族の直面している困難な問題を討議し、援助の

具体的政策——「家族政策」——を探るという目的で1980年に開催された「家族に関するホワイトハウス会議」により、家族および「家族政策」への関心はその後一層高まった。

このように「家族政策」の必要性が論議され始めた世論を背景にして、1970年代に、3つの主要な保育政策法案が議会に提出された。1971年にウォルター・モンデール上院議員とジョン・ブラデマス下院議員とによって提出された「包括的児童発達法案 (Comprehensive Child Development Act)」は、大きな議論を巻き起こした。これは、医療・教育・栄養・ソーシャルサービスなどを含めた広範な保育を、連邦資金によって設立するデイケア・センターのネットワークを通じて就学前児と学齢児に与えるというものである。従来のように低所得家庭のみを対象とせず、それを必要とする家庭がすべて利用でき、一定の所得以下の家族は無料で、それ以外はスライディング・スケールにより有料とした。初年度1973年だけで20億ドルを必要とする同法案は、いままでのアメリカの「伝統的保育観」におおいに揺さぶりをかけたのだった。

世論の高まりを背景に、同法案は上院・下院とも通過した。しかしながら時の大統領ニクソンが拒否権を発動したことにより、法の成立をみなかった。その理由は、ニクソンのメッセージに明白にされている。「政府を財政的な困難に投げ込むこの児童発達法案を支持することは、国家の道義的権威を、家族中心のアプローチから共同体的アプローチに委ねることになる」。ニクソン大統領の拒否権発動の背景には、アメリカ社会のもつ「伝統的保育観」「伝統的家族観」、そして家族のことには国家は干渉しないというアメリカ流「個人主義」があったのである。

1975年に、同じモンデールとブラデマスにより、「児童と家族サービス法案 (Child and Family Services Act)」が提出された。これは、両親の健康ケア、デイケア・センター、栄養サービス、放課後保育、情報サービス、マイノリティやバイリンガルの子どものプログラムを含む幅広い保育政策で、前法案と異なることは、参加は自由意思にのみよ

るもので、その準備は地域の委員会への親たちの直接の参加によってなされたとした。しかしこのような「安全策」を用意したにもかかわらず、同法案もアメリカの家族を破壊するものとして保守派からの攻撃の的となり、成立に至らなかった。1979年には、これらの教訓から、保育施設の拡張のみを意図した「保育法案 (Child Care Act)」が、上院議員エドワード・ロイバルにより提出された。同法案は「包括的」や「発達」といったことは除外して、グループケア、ファミリーケア、放課後保育の拡大のみを目的とし、予算も1971年法案が初年度だけで20億ドルを必要としたのに比べて、初年度9,000万ドル、次年度1億5,000万ドルといった規模のものだった。同法案は、成立する可能性が多いにあった。時代はカーター政権に移っていたし、カーター大統領は1976年の大統領選挙キャンペーンで、保育への公費支出を公約したからだった。しかし時期尚早と判断したカーター大統領は、連邦政府は保育費用の増大はできないとの見解を発表した。これにより法案成立の見込みがないと判断したクランストンは、途中で取り下げてしまった。連邦の保育責任を追及したこれら70年代の保育政策論争は実を結ばないまま、レーガン政権に移ってからは、しだいに下火になっていったのである。

V 今日の保育政策論争——ブッシュ政権下での再登場

1980年代に入りレーガン政権に移ってからは、「家族政策」論議は下火になった。家族を「崩壊」に導くと判断された ERA (男女平等憲法修正案) が廃案になったり、1981年には、共和党上院議員ポール・ラグザルトにより学校教育における「プロ・ファミリー教育」の確立を主眼とする「家族保護条例 (Family Protection Act)」が提出されるなど、「プロ・ファミリー」の勢力が強くなったことが指摘できるであろう。いずれにしても、レーガン政権の新連邦主義の主張のもとで、AFDCをはじめとする貧困女性世帯主家族への連邦からの支出が切り下げられたことをはじめ、新たな保

育法案が成立する余地はなかったからである。

ブッシュ政権に移り、保育政策論議は再登場した。しかし今回の登場は、1970年代の保育政策論議とは、少し異なっていた。現在のアメリカの直面する最も解決を要する問題のひとつが「保育問題」であるということ、保育政策の対象を従来のものから広げていかざるをえないという「合意」のもとで、具体的な保育政策の実現をめぐる綱引きが行われているからである。

共和党候補ブッシュの勝利に終わった1988年の大統領選挙からして、いままでのものとはかなり異なるものであった。「子どもの問題」がその中心の政策課題として登場したからである。民主党候補のデュカキスは、「保育休暇 (Parental Leave)」を政策として取り上げることが公約し、マサチューセッツ州知事時代の保育問題への成功した取り組み——National Daycare Partnership——を強調した。一方の共和党候補ブッシュも、保育問題が当面する重要な課題であることを認め、新たな「保育費用控除税制」の導入を提案した¹³⁾。両候補の政策提案の対象・意図するところは微妙に異なっているが、保育問題が最も解決を要する問題であるという点では一致していたのである。

保育問題が現実の政策として取り上げられるとき、それは一定の対象と、一定の目的をもって登場する。上述したように、アメリカの保育政策とは、歴史的にも現在も、低所得家庭対策として存在する。保育政策を確立することは、1970年代から急増を続けている AFDC 受給の女性世帯主を仕事に就かせることを目的としている。彼女たちが就労し、AFDC の受給者でなくなるためには、低所得家庭が利用できる保育施設が不可欠だからである。保育政策の第一義的な目的は、明白にこの目的に向けられている。

1988年に「家族援助法 (Family Support Act)」が成立した。1990年の10月までに、各州にその実施を要求したこの法は、AFDC 受給の家族に教育・職業訓練等のプログラムを提供し、職業に就くことにより「自立」を促すことを目的としている。そのなかでも最も中心的なものは、「雇用機会と職業訓練プログラム (Job Opportunities and

Basic Skill Program : JOBS)」であり、就業している、あるいは教育・訓練中の AFDC 受給の母に、また条件付きの両親に、保育を保障するというものであり、保育政策の第一義的な目的に沿ったものである。

しかしその一方で、従来の保育政策の対象外の家族に対しても、何らかの新たな「保育政策」を行わざるをえないという方向に向かいつつある。それは、間接的な保育政策——対象を広げた「出産休暇」や「保育休暇」を法的に確立することにより、保育の方法を多様化していく——へと向かっている。出産休暇の法制化、さらにその概念を広げて、男性にも適用できる保育休暇として保育政策のなかに位置づけようというのがその方向である。

1985年に、下院議員パトリシア・シュローダーとウィリアム・クレイが提出した「家族と医療休暇法案 (Family and Medical Leave Act)」がそのひとつである。同法は、雇用者15人（後に50人に変更）以上の企業は、女性にも男性にも、職場復帰を保障した18週間の無給の出産休暇を与えるというものである。1988年に、上院議員クリストファー・ドッドも同様な「保育休暇 (Parental Leave)」法案を提出した。

働く母親の急増につれて、保育政策論議はますます盛んである。しかし、「アメリカの家族像」「アメリカの保育観」をめぐる議論が沸騰し、結局成立を見なかった70年代の教訓もあり、現実に実現する可能性のあるものは、明白な保育政策でないもの、相対的に安価なプログラムであろう。「保育休暇」は、それらの条件を満たしているものとして期待されていたのである。

VI マミー・トラック——保守化する潮流

家族の構造、機能が大きく変化し、働く母と子どもの問題が深刻化しているいま、保育問題が解決すべき最大の課題であることは衆目の一致するところである。保育政策の根本的な転換が求められているのである。しかし働く母と子どもの置かれている状況が深刻化すると、一方では働く母を

家庭に引き戻そうという議論が決まって登場する。子育ては私的な責任であるという視点に立って、働く母の「働き方」をめぐる議論である。

1970年代には、スーパーウーマンという言葉が登場した。仕事も子育ても同時にこなす新しい母親像であった。しかし1980年代も終わりになり、働く母はさらに増加し、かつそれを取り巻く保育状況が少しも変化しない現状のなかでは、スーパーウーマンに代わる「新しい働く母親像」が登場せざるをえない。1988年1/2月号の *Harvard Business Review* に「働く女性と新しい生き方」という論文が掲載され、働く母の新しい働き方が議論される口火となった¹⁴⁾。この新しい働き方の提案は、ジャーナリストによって「マミー・トラック」と命名され、センセーショナルに方々で取り上げられた。これは、女性の働き方を「キャリア優先」対「キャリア+家族」と2分し、後者を志向する女性には、男性と同じ「ファスト・トラック（出世街道）」ではなく、子育てをしながら働ける働き方——「マミー・トラック（母親型就労）」を企業が準備することを提案している。著者は、フェリス・シュワルツという、女性問題に関する研究機関「カタリスト」の代表である。「カタリスト」は、企業内保育や出産休暇といった、働く女性を支援する調査研究を行っている研究機関で、その代表であるシュワルツから示された「マミー・トラック」の提案は、意外な感をもって受け取られた。シュワルツの提案の真意は、育児休暇をはじめ、ジョブ・シェアリングやフレックスタイムなど、働く母のための制度を整備することを企業に要求することになった。しかし一方では、このような提案が育児を女性の役割と固定する性別役割分業を助長することになる、職場での男女の不平等を増やす、という批判も射ている。しかし「マミー・トラック」の提案は、かつてない大量の働く母の増加とその子どもたちが直面している困難さを愁い、かつ保育政策の転換とは違う「解決」を望む人たちによって評価され、具体的な導入も検討されている。

また「*Sequencing*」という著書に登場した「シーケンサー(Sequencer—連続する人)」という言

葉も、「マミー・トラック」と同様に、保育問題の「解決」の方法として、最近取り上げられている¹⁵⁾。「シーケンサー」とは、仕事も家族もすべてを手に入れようとする女性——ただし同時期にではなく、生涯において——の生き方の提案である。女性はまずキャリアを確立し、そのうえでいったん仕事を辞めて子育てに専念し、その後再び家族と両立する形で仕事を再開する。子育てのために仕事を一時辞めることは、一生という長いライフコースから見ると中断ではなく、キャリア—子育て—キャリアと連続するものであると主張する。これは高収入の夫をもつ既婚女性のみがもちうる選択であるにもかかわらず、支持を集めている。共和党の全国会議では、「シーケンシャル・マザー」の表彰を行うことを始めた。連邦最高裁判事のサンドラ・デイ・オコナー（彼女は3人の子育てのため5年間仕事を中断した）がその役割モデルとされている。

働く母をめぐるこのような風向きの変化は、仕事を辞めて子育て専門の人の全国組織や、その利益代表グループである、「Mothers at Home」、「FEMALE」、「Mothers at Home More」等が相次いで設立され、活動を開始した風潮にも反映されている。保育政策の確立が緊急な課題とされるときは必ず、このような「伝統的保育観」が形を変えては登場する。保育政策の確立には、まず、性別役割分業を基本としたこのような保育観の克服が必要なのである。

「家族と医療休暇法案」は、1990年の5月に下院で、そして6月には上院で可決された。しかし6月29日にブッシュ大統領の53番目の拒否権が発動され、成立には至らなかった。7月に再び下院で投票が行われたが、拒否権を覆すために必要な3分の2の票がとれず（232対195）、廃案となった¹⁶⁾。ブッシュ大統領の拒否権発動は、予測されていたこととはいえ、盛り上がった機運に水をかけるに十分であった。1970年代の保育論争で発動されたニクソン大統領の拒否権は、大規模な連邦政府の保育責任への加担に対しての発動であったが、それとは異なる「間接的な保育政策」への拒否権発動は、保育政策の成立の可能性を閉ざすも

のとして受け取られた。ブッシュ大統領の声明は、「家族の問題に、国家は干渉すべきではない」というものであった。このことは、アメリカのもつ「伝統的保育観」がいかに根強いかを、改めて認識させたのであった。

VII おわりに——家族政策の実現を求めて

アメリカの保育政策とは、以上見てきたようにいたって不備な、偏ったものである。それは「社会福祉政策の継子」と呼ばれたりもする。その理由のひとつは、子どもは家庭で母親が育てるべきという「伝統的保育観」があること、そしてもうひとつは、国家は家族のことには介入しないという、アメリカ流「個人主義」のためである。そのためアメリカの働く女性は、子どもが幼児の時期は仕事を中断し、数年の後に再び就業するというのが一般的パターンであった。労働市場が終身雇用を前提としていないこと、そして伝統的家族像の規範を女性が受け入れていたという事情を背景にして、この働く女性のライフ・パターンは成り立ってきた。しかしいまや、幼児をもつ母の半数以上が働いている。経済的理由に加えて、女性解放運動がもたらした法的整備や意識の変化があげられよう。

保育政策なきアメリカ社会で、働く母たちが直面している保育問題は、次のような解決の方法を求められる。働く母が低所得家庭であるならば、保育政策の対象者に該当する。その母たちは、社会福祉受給者とならないことを条件として、公的保育の利用者となることができる。現存する保育政策とは、社会福祉受給者を「自立」させるためのものとして明確に限定されているのである。その政策目的の対象外の働く母たちは、ひとつは、収入に見合った保育を購入することで私的に解決することを期待される。高収入者は質の高い高価な保育を、そうでないものは、企業化する保育所チェーンに代表されるような、安価な保育を購入することになる。または、働く母の「働き方」を変えることにより、解決することが期待される。

しかし、現在のアメリカの働く親や子どもたち

が直面している深刻な保育の危機とは、アメリカの家族と社会の変化から生じたものであり、それらの変化の集約された結果でもある。そしてこの変化は今後も進展すると予想されている。保育政策の根本的な転換が、ひいては新たな家族を支える「家族政策」が必要とされているのである。

注

- 1) Ann Hartman, "Family Ties," *Social Work*, May 1990, p. 195.
- 2) *Ibid.*
- 3) Arthur J. Norton, Jeanne E. Moorman, "Current Trends in Marriage and Divorce Among American Women," *Family in Transition*, Scott, Foresman and Company, 1989, pp. 108-110.
- 4) Kahn, Kamerman, *Child Support*, SAGE, 1988, p. 354, Irwin Garfinkel, Sara S. McLanahan, *Single Mothers and Their Children*, The Urban Institute Press, 1986, pp. 46-49 を参照した。
- 5) Children's Defense Fund, *The State of America's Children 1991*, 1991, p. 24.
- 6) Children's Defense Fund, *A Children's Defense Budget FY 1989*, 1988, pp. 175-177.
- 7) *Ibid.*, p. 48.
- 8) Children's Defense Fund, *The State of America's Children 1991*, 1991, p. 40.
- 9) 著者らが行ったアメリカにおける保育問題調査によっても、「親族」と「ファミリー・デイケア」が、働く親たちの保育の2大供給源であること、とくに「ファミリー・デイケア」への二重保育の依存が大きいことが明らかにされた。杉本貴代栄共著『日米の働く母親たち』、ミネルヴァ書房、1991年、を参照のこと。
- 10) Barbara Adolf, Karol Rose, *The Employer's Guide to Child Care*, PRAEGER, 1988, p. 10. Burud, Aschbacher, McCroskey, *Employer-supported Child Care*, Auburn House, 1984, pp. 5-6.
- 11) Sally Wendkos Olds, *Working Parents' Survival Guide*, Prima Publishing, 1989, pp. 111-113.
- 12) 「家族政策」の概念については、いまだ明確にされていない。しかし、子どもに関する政策、子どもをもつ家族に関する政策が中心課題であることについては、意見が一致している。「保育政策」は「家族政策」の中心課題とされている。詳しくは、Kamerman, Kahn の論を中心にまとめた著者による論文『現代の家庭福祉』所収「アメリカにおける「家族政策」と家庭福祉」、ミネルヴァ書房、1989年を参照のこと。
- 13) *Parenting*, October 1988, pp. 52-55.

- 14) *Harvard Business Review*, January and February 1988 の Felice Schwartz 論文 "Management Women and the New Facts of Life" を参照のこと。
- 15) Arlene Rossen Cardozo, *Sequencing*, Collier Books, 1986.
- 16) *New York Times*, June 30, July 26, 1990.
(すぎもと・きよえ 長野県短期大学助教授)